

政令第百四十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の一、第六十五条第一項
、第六十六条第二項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八条号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の
2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二条第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に
次のように加える。

34の2 溶接ヒューム

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八条に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八条に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一〇十七 （略）	（作業主任者を選任すべき作業） 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。） 十九〇一十三 （略）	（作業主任者を選任すべき作業） 第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 一〇十七 （略）
（作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一〇六 （略）	（作業環境測定を行うべき作業場） 第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。 一〇六 （略）	（作業環境測定を行うべき作業場） 第七別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に

19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2
2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、
11の2、13の2、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで
3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで
の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2
若しくは34の3に係るものを行なうものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略) (健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質 (同号

5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを行なうものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務 (同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを行なうものを除く。)を製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを行なうものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略) (健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質 (同号

5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを行なうものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務 (同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを行なうものを除く。)を製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを行なうものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2・3 (略)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

35	34	3	1	32	(略)
37	3	2	2	33	マンガン及びその化合物
			34	3	2
				34	(略)
					溶接ヒューム

三 (略) (略)

除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六 (略)

2・3 (略)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

35	34	1	32	(略)
37	2	(新設)	33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
			33	
			2	
			34	(略)

三 (略) (略)

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第一百条第一項、第一百二十三条第一項及び第一百十三条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十一条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八条号、第二十一条第七号及び第二十二条第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

目次

第一章～第五章	(略)
第五章の二	特殊な作業等の管理 (第三十八条の五～第三十八条)
第六章～第十章	(略)
附則	

(適用の除外)

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

一～七 (略)

八 令別表第三第二号34の3に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

改 正 前

目次

第一章～第五章	(略)
第五章の二	特殊な作業等の管理 (第三十八条の五～第三十八条)
第六章～第十章	(略)
附則	

(適用の除外)

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

一～七 (略)

八 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

(測定及びその記録)
第三十六条 (略)

(略)

事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)
第三十六条の二 (略)

(略)

事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の3に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)
第三十六条の二 (略)

(略)

事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(測定及びその記録)
第三十六条 (略)

(略)

事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフエニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一（四）（略）

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーケ溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーケ溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーケ溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブツシユブル型換気装置を設けることを要しない。

事業者は、金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場に

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフエニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一（四）（略）

（新設）

				において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとすると、又は当該作業の方法を変更しようとするとときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
		3		事業者は、前項の規定による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。
		4		事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
		5		事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
		6		事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるとときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
		7		事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるとときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。
二	測定方法	8		事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

業 務	期間	項目	測定箇所	測定条件	測定結果	測定を実施した者の氏名	測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要	測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要
別表第三（第三十九条関係）								
三十四の二・三十四（略）	三十四の二（略）	溶接ヒュームを含有する製剤その他の物。ただし、溶接ヒュームの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）	事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。	事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。
三十五の三十七（略）	三十五の三十七（略）		一〇三十二（略）	一〇三十二（略）	一〇三十二（略）	一〇三十二（略）	労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
別表第三（第三十九条関係）			三十三の二・三十四（略）	三十三の二・三十四（略）	三十三の二・三十四（略）	三十三の二・三十四（略）	三十三のマンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下の中のものを除く。	三十三のマンガン又はその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

業 務	期間	項目	別表第三（第三十九条関係）	別表第三（第三十九条関係）
三十四の二・三十四（略）	三十四の二（新設）		三十四の二・三十四（略）	三十四の二（略）
三十五の三十七（略）			三十五の三十七（略）	三十五の三十七（略）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
溶接ヒューム(これをそ 一 作業条件の調査)	業務	(略)	(略)	(略)
	項目			

別表第四（第三十九条関係）

(空七) S (空三)	(空三) (略)
取り扱う業務	他の物を含む。
～を製造し、又は	て含有する製剤そ
～	れをその重量の一
パーセントを超え	溶接ヒューム(こ
て	六月
群様症状の既往歴の有無の検査	群様症状の既往歴の有無の検査
握力の測定	握力の測定
五	四
不随意性運動障害、発語	不随意性運動障害、発語
振顫、書字拙劣、歩行障害	振顫、書字拙劣、歩行障害
流涎、発汗異常、手指の	流涎、発汗異常、手指の
たん、仮面様顔貌、膏顏	たん、仮面様顔貌、膏顏
異常等のパーキンソン症候	異常等のパーキンソン症候
、発語異常等のパーキンソ	、発語異常等のパーキンソ
ン症候群様症状の有無の検	ン症候群様症状の有無の検
行障害、不随意性運動障害	行障害、不随意性運動障害
手指の振顫、書字拙劣、歩	手指の振顫、書字拙劣、歩
膏顏、流涎、発汗異常、手	膏顏、流涎、発汗異常、手
せき、たん、仮面様顔貌	せき、たん、仮面様顔貌

(新設)	(略)	(略)	(略)	(新設)
	業務	(略)	(略)	
	項目			

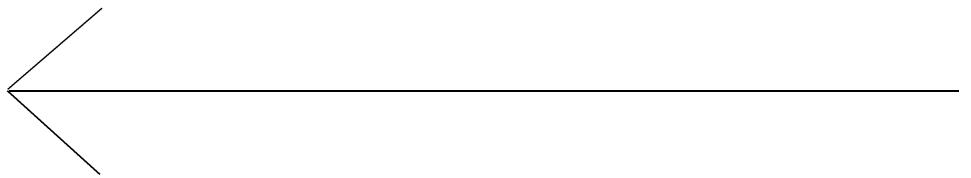
別表第四（第三十九条関係）

(空六) S (空三)	(空三) (略)
---------------	------------

(五)	(五)	(五)
(略)	し、又は取り扱う業務 超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造	の重量の一パーセントを
の量の測定	四、尿中又は血液中のマンガン 医師が必要と認める場合は 三、パーキンソン症候群様症状 に関する神経学的検査	二、呼吸器に係る他覚症状又は 自覚症状がある場合は、胸部のエツク 理学的検査及び胸部のエツク ス線直接撮影による検査

(五)	(五)
(略)	

様式第三号（裏面）を次のように改める。



備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的読取装置（O C R）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又是記入枠は、空欄のまますること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通じ順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的な業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的な業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1・ジメチルヒドラジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアノ化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	217	シアノ化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアノ化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'・ジクロロ-4・4'・ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロルベンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名P C B）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネット（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルト-トリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	「弔」化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ベーターブロビオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロロフェノール（別名P C P）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト-トライソチアノ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	「弔」メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト-フタロジントリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	「弔」化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	「弔」砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第二条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
四 五	<p>別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二 （略）</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2及び34の3に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二及び第三十四号の三に掲げる物並びに次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四 五</p>	<p>別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二 （略）</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四 五</p>

機械十八件の種類の母、「又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類」や「、作業環境測定を行ふことができる作業場の種類又は個人サンプリング法の実施の有無」を答へ。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（測定等に関する経過措置）

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、

同項中「金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーケ溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーケ溶接等作業」とあるのは「金属アーケ溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省告示第百九十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項、第六十五条の二第二項及び第一百十三条、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（同令第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（同令第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二条及び第三十条の規定に基づき、作業環境評価基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月二十二日

作業環境評価基準等の一部を改正する告示

（作業環境評価基準の一部改正）

第一条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

別表 (第二条関係)		改 正 後	
物 の 種 類	(略)	管 理	濃 度
三十 化 合 物 マンガン及びその 化合物	マンガンとして○・○五 mg/ m ³		
備考 (略)			

別表 (第二条関係)		改 正 前	
物 の 種 類	(略)	管 理	濃 度
三十 化 合 物 マンガン及びその 化合物 (塩基性酸化マ ンガンを除く。)	マンガンとして○・二 mg/ m ³		
備考 (略)			

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第二条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五〇条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号、第三十四号若しくは第三十四号の三から第三十六号までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。

改 正 前

特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五〇条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。

二 (略)	備考 (略)	(略)	マンガン及びその化合物	(略)	物の種類
			マンガンとして〇・〇五ミリグラム	ラム	値

二 (略)	備考 (略)	(略)	マンガン及びその化合物	(略)	物の種類
			塩基性酸化マンガンを除く	ム	値

（作業環境測定士規程の一部改正）

第三条 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

規則別表第四号の 試験の科目	(試験)		改正後
	(略)	範囲	
規則別表第三号の 作業場の作業環境 について行う分析 の技術	規則別表第一号の 作業場の作業環境 について行う分析 の技術	規則別表第二号の 作業場の作業環境 について行う分析 の技術	第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。

別表第四号の作業 試験の科目	(試験)		改正前
	(略)	範囲	
別表第三号の作業 場の作業環境につ いて行う分析の技 術	別表第二号の作業 場の作業環境につ いて行う分析の技 術	別表第一号の作業 場の作業環境につ いて行う分析の技 術	第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。

(傍線部分は改正部分)

2 ～ 4 （略）	（略）	（略）	（講習）	規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	作業場の作業環境について行う分析の技術	作業場の作業環境について行う分析の技術
			第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務

2 ～ 4 （略）	（略）	（略）	（講習）	別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	場の作業環境について行う分析の技術	場の作業環境について行う分析の技術
			第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務

(作業環境測定基準の一部改正)

第四条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

4 2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

改 正 前

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

4 2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一～六（略）

6～9（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
インジウム化合物	（略）	（略）
第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方	法	（略）
第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方	法	（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
インジウム化合物	（略）	（略）
第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	（略）	（略）
ろ過捕集方法	（略）	（略）

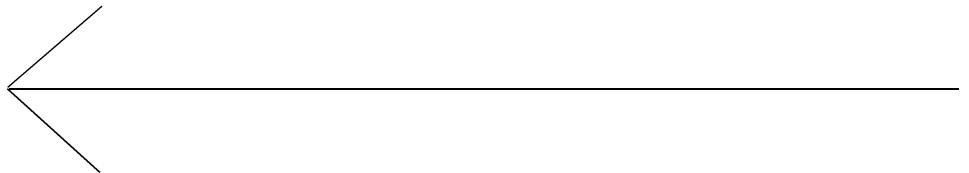
2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一～六（略）

6～9（略）

お次

様式第二号を次のように改める。



作業環境測定結果摘要書

測定対象物の名称						(主成分)							
測定実施年月日	一日目の測定		二日目の測定		第一評価値	第二評価値	B測定値又はD測定値	管理濃度	管理区分	氏名又は名称	登録番号	印	
	M ₁	σ ₁	M ₂	σ ₂									

備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。

2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に作業環境測定特別許可申請書（様式第1号）に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。

3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合には、「混合有機溶剤」と記入し、()内に主成分の名称を記入すること。

4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M₁及びM₂はA測定又はC測定の測定値の幾何平均値をσ₁及びσ₂はA測定又はC測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

5 「B測定値又はD測定値」の欄は、B測定値又はD測定値が二以上ある場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値又はD測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第五条 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後		改 正 前
二 口 (略)	<p>特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第八条第一項（第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。</p>		<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。</p>
二 口 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四条の規定による改正前の作業環境測定基準様式第二号による摘要書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。